

中国の自動車部品の輸入に関する措置

(パネル報告 WT/DS339/R, WT/DS340/R, WT/DS342/R, 提出日:2008年7月18日,
上級委員会報告 WT/DS339/AB/R, WT/DS340/AB/R, WT/DS342/AB/R, 提出日:2008年12月
15日, 採択日:2009年1月12日)

川島富士雄

I. 事実の概要

1. 事案の概要(措置の概要、措置国の状況等)

本件で争われた中華人民共和国(以下「中国」という。)の措置は大きく以下の3つである(2.1)。

- (a) 自動車産業発展政策(国家発展改革委員会令第8号公布2004年5月21日施行)、
- (b) 完成車の特徴を構成する自動車部品の輸入管理弁法(海関総署、国家発展改革委員会、財政部、商務部第125号令公布2005年4月1日施行)、および
- (c) 輸入自動車部品完成車特徴構成確認規則(海關総署2005年第4号公告2005年4月1日施行)

上記3つの措置は、全体として、自動車製造業者の現地生産能力の向上努力を支持し、自動車部品製造業者の技術進歩を促進するため、車体とエンジンの組み合わせなど一定の要件を満たし、自動車の製造・組み立てに使用される輸入自動車部品を完成車の特徴を構成すると認定し、これに対し部品に対する関税(平均10%、2006年7月1日時点の最終譲許税率)ではなく、完成車に対する関税(平均25%)と等しい税を賦課する措置である。(a)の自動車産業発展政策第11章(輸入管理)第52~57条が、(b)の管理弁法と(c)の確認規則の導入の法的根拠を与え、さらに管理弁法と確認規則が輸入自動車部品に賦課される税(charge)と必要な行政手続(administrative procedure)に関する細則を定めている(7.1-7.19)。

申立国(EC、米国およびカナダ)が主張する本件措置の輸入自動車部品に対する影響は、第1に、完成車に対する関税25%に等しい税の賦課、および第2に、自動車部品を輸入する自動車製造業者に対する面倒な行政手続(自己評価、登録、税保証の提供、確認および税支払い)の賦課の2つである(7.21)。中国はこれらの効果について争っていないが、本件措置は税金逃れを防止するため輸入自動車部品に対する正しい関税を厳格に執行するよう導入されたと主張している(7.22)。

以下の条件のうちいづれかに該当する場合、完成車の特徴を構成すると認定される。

- ① 完全ノックダウン(CKD)キットまたはセミノックダウン(SKD)キットの輸入
- ② 1) 車体(運転席を含む)とエンジンの輸入
2) 車体(運転席を含む)またはエンジンとその他の3つのアセンブリーのうちの1つの輸入¹
3) 車体(運転席を含む)とエンジンの輸入以外の少なくとも5つのアセンブリーの輸入
- ③ 輸入部品の合計価格が当該モデルの完成車の価格の60%以上となる場合(2006年7月1日より施行)(7.32)

上記の条件を適用するには、自動車製造業者が自動車の組み立てを終了するまで待つ必要がある。結果として、異なる時に、異なる出荷で、異なる供給者、および/または異なる国からの複数

¹ アセンブリー(システム)の種類として、車体(運転席を含む)、エンジン、変速機、駆動車軸、被駆動車軸、フレームの各アセンブリー、ステアリングシステムおよびブレーキシステムの8つが挙げられる(7.88)。

の出荷で輸入された自動車部品であっても「完成車」の特徴を構成する可能性がある。つまり本件措置は、一緒に輸入されたか、ばらばらに輸入されたかに関係なく、特定自動車モデルに組み立てられた自動車部品の税査定を行うものである(7.35)。また、本件措置は自動車製造業者によって輸入された自動車部品に税を賦課するもので、自動車製造業者でない自動車部品供給業者または自動車部品製造業者が部品を輸入したとしても、彼らは本件措置の義務の対象とならない(7.36. 強調は原文)。

本件措置の対象となる自動車部品は以下の4つに分類される。

- ①完成車(関税番号 87.02、87.03 および 87.04)
- ②エンジン付きの車体およびシャーシ(関税番号 87.06 および 87.07)
- ③自動車の部品および付属品(関税番号 87.08)
- ④87章以外の章に含まれる自動車の部品および付属品

管理弁法2条2項には、CKDおよびSKDキット輸入に関する「適用除外」が規定されている。中国は、CKDおよびSKDキット輸入は本件措置でなく、通常の税関手続に基づいて処理されると主張したが(7.73)、パネルはCKDおよびSKDキットを輸入する自動車製造業者が同規定を選択して税関に申告したとしても、本件の行政手続を免れるだけで、本件税を免れることはできないと認定した(7.77)。

2. 手続の時系列

2006年 3月 30日 EC および米国協議要請。

4月 13日 カナダ、協議要請

5月 11、12日 三申立国と中国間で協議にもかかわらず不調。

9月 15日 三申立国、パネル設置要請。

10月 26日 DSB、パネル設置。DSU9条1項に従い单一のパネル設置。

2007年 1月 19日 三申立国が事務局長にパネル構成の決定を要請。

1月 29日 事務局長、パネル構成を次の通り決定。

Julio Lacarte-Muro(議長)、Ujal Singh Bhatia、Wilhelm Meier
(なお、アルゼンチン、オーストラリア、ブラジル、日本、メキシコ、台湾およびタイが第三国参加の権利を留保)

5月 22、24日 パネル、第1回会合。23日 第三国との会合。

6月 7日、7月 16日 WCO に対し HS について照会。

7月 12、13日 パネル、第2回会合。

2008年 3月 20日 パネル報告、当事国に送付

7月 18日 パネル報告、加盟国に送付

9月 15日 中国、上訴(本件部会構成:Bautista(議長)、Hillman、Sacerdoti)

12月 15日 上級委員会(以下「上級委」という。)報告、加盟国に送付。

2009年 1月 12日 DSB、パネル及び上級委報告を採択。

表1 本件パネル・上級委員会の論点処理一覧

注 □はパネル・上級委が支持した主張。網掛けは被申立国敗訴論点。

申=申立国 EC、米国およびカナダ、被=被申立国中国の主張。7.15、127等の数字は各報告段落番号。

論点	主張内容(主張国)	パネル報告	上訴主張内容	上級委報告
A. 性質決定: 内国税か？通常の関税か？	申:内国税(7.116-119) 被:通常の関税(7.120)	輸入後の要素に基づいて賦課しており 内国税(7.210)	被:上訴	誤りなく 支持(181-2)
B. GATT3 条 2 項第 1 文違反	申:同種間で異なる税、 第 1 文違反 (7.214, 281) 被:国内措置でない (7.215)	3 条 2 項第 1 文違反(7.223)	被:上訴 内国税でない。	内国税との決定 支持故、違反も 支持(186)
C. GATT3 条 4 項違反	申:国内措置に該当 し、同種間で不利な待遇(7.227) 被:国境措置であり、3 条 4 項の適用なし (7.227)	国内措置に該当し、より不利な待遇、3 条 4 項違反 (7.272)。	被:上訴 内国税でない。	パネル認定 支持(196-7)
D. GATT20 条 (d)による正当化	被:税逃れ、迂回の防止 のための措置 (7.316) 申:中国譲許表上どう 違法か説明が不十分 (7.326)	20 条(d)により正当化されることと示していない(7.365)。	上訴なし	—
E. GATT2 条 1 項(b)違反(選択的主張)	申:部品に対する 25% 課税は 2 条 1 項(b)違反 (7.370) 被:自動車には完成車の特徴を構成する部品を含む(7.383)	仮に通常の関税に該当するとしても 2 条 1 項 (b) 違反 (7.523) (7.612)	上訴	A の性質決定に誤りなく検討不要(209)
F. GATT20 条 (d)による正当化	被:HS は締約国に裁量の幅、20 条(d)で正当化 (7.614)	20 条(d)によりどう正当化されるか示していない(7.616)。	上訴なし	—
G. CKD・SKD 除外の GATT2 条違反	申:CKD・SKD キット適用除外は GATT2 条 1 項 (b) 違反 (7.636-637, 649) 被:違反なし(7.650)	GATT2 条 1 項(b)違反の証明なし (7.736)	上訴なし	—
H. CKD・SKD 除外の WP 報告 第 93 段落違反	申:CKD・SKD キット適用除外は WP 報告第 93 段落違反 (7.636-637, 738) 被:違反なし(7.739)	作業部会報告第 93 段落違反(7.758)。	被:上訴 作業部会報告第 93 段落違反なし。	CKD、SKD に税賦課なし、パネル認定取消(245)

注 3 条 2 項第 2 文(選択的主張)、3 条 5 項(訴訟経済)、TRIMs(訴訟経済)及び補助金(訴訟経済)各協定に関する主張は、実質的な争点をほとんど提起していないため省略する。

II. 論点毎のパネル・上級委の報告要旨(以下、下線部は評者が特に重要と考える部分。)

【検討の順序】

「輸入自動車部品全般に関する申立国の主張を、GATT3 条、TRIMs 協定、GATT 2 条、補助金協定の順序で検討する。その後、CKD および SKD に関する同主張を GATT2 条および作業部会報告第 93 段落の順序で検討する。」(7.100)

【実体的論点】

論点 A. 性質決定:内国税か? 通常の関税か?

1. 申立国=欧米加の主張

「本件税は、輸入後中国国内で行われる完成車の組み立てにおける輸入部品の実際の使用を契機として賦課されるので、GATT3 条 2 項第 1 文の内国税である。通常の関税であるためには、それは国内の組み立てでの使用でなく、輸入に際し(*on their importation*)国境で提示される瞬間の当該商品の地位または状態のみに基づいて査定されなければならない。措置の表明された政策目的、当該措置の下での税の性格づけおよび税関当局によって徴収される事実は「通常の関税」該当性の決定で無関係な要素である。2 条 1 項(b)の第 1 文(*on their importation*)と第 2 文(*on or in connection with the importation*)の文言の違いを重視して、前者はより密接な関係を要すると解すべきである。文脈の異なる 11 条と 3 条の関係に関する判例は参照価値がない。」(7.119, 7.169)

2. 被申立国=中国の主張

「第 1 に、本件税は商品の中国への流入を条件として賦課されること、第 2 に、輸入時点に課される責任の一条件に関するものであること、第 3 に、中国が輸入を条件として賦課することを認められた税であること、第 4 に、本件税が中国の譲許表を実施および執行するための措置によって賦課されていることから、GATT2 条 1 項(b)の通常の関税である。(第 4 点に関し)輸入品を完成車の特徴を持つものに分類する状況を定義することで本件措置は譲許表を実施・執行する。輸入部品の使用でなく、部品の輸入が引き金となって本件税は賦課される。2 条か 3 条かは輸入の過程がいつ終了したかによる。それは税関当局のすべての手続を終了したかによる。GATT2 条 1 項(b)の「通常の関税」は產品の輸入の一条件として、つまり輸入を理由として賦課する税を含む。税関当局は、当該税が產品の輸入を理由として発生する税支払い義務に客観的に関係がある限り、產品が領域に物理的に流入した後に特定の税を計算し、査定し、および徴収することができる。税が賦課される時または場所は決定的な意味を持たない。税が、輸入を理由として発生する支払い責任を履行するものか否かが重要である。実際に、加盟各国はしばしば輸入時点より後に国境税を査定しており、ウィーン条約法条約 31 条 3 項(b)に沿って、こうした一貫した幅広い「慣行」が「輸入に際して」の解釈において考慮されるべきである。3 条と 11 条の適用範囲の区別に関する判例が 11 条の “*on importation*”を「輸入に関する」と解していることは本争点にとって重要な示唆を与える。」(7.120, 125, 7.151-3, 7.172)

3. パネルの判断

(3 条 2 項第 1 文の「内国税」)

「3 条 2 項第 1 文と 2 条 1 項(b)をウィーン条約法条約の条約解釈に関する慣習的規則に従つて解釈する。3 条 2 項の内国税の定義は存在しない。しかし、3 条 2 項に『輸入された商品』という文言があることから、内国税は輸入行為が引き金となって賦課されるものではない。GATT 先例

からも有益な指針が得られる。例えば、輸入時でなく販売時に賦課される事実から内国税と判断した GATT パネル報告(ベルギー家族手当事件・採択およびカナダ金貨事件・未採択)がある。アルゼンチン革製品事件パネルも同様の姿勢を示す。GATT・WTO 先例に沿って、税支払い義務が輸入の後に発生するという意味で、国内的要素によって生じるかどうかも重要と考える。税徴収の時点が必ずしも決定的でないことを確認しているように見える 3 条注釈に、この解釈に対する文脈上の支持を見つけることができる。」(7.121-133)

(2 条 1 項(b)の「通常の関税」)

「WTO/GATT 先例にこの用語の正確な定義に関する指針を見つけることはできないが、可変課徴金の意味について検討したチリ・プライスバンド上級委報告は、『輸入行為(importation)』が重要な要素であることを示している。文脈を構成する『輸入に際し(on their importation)』の英語の“on”的辞書的な意味は、時間的な意味と、関係上の意味に分かれるが、他の成文であるフランス語とスペイン語の対応する語は時間的な意味を持つため、“on”的、正文である 3ヶ国語のテキストで同時に成立しうる唯一の「通常の意味」は、厳密な時間的意味である。以上の結論から、2条1項(b)の『輸入に際して』と『領域への』の用語を併せ読みれば、『通常の関税』とは他の締約国の領域に流入する際の商品に基づいて支払い義務の発生する税である。特に、“on”的厳密な時間的要素は、『通常の関税』は輸入時点の商品に基づいて査定されなければならないことを示す。」(7.154-166)

「2条1項(b)の第1文(on their importation)と第2文(on or in connection with the importation)の文言の違いは、両者が異なる適用範囲を有することを示唆する。両者の文言を同一の意味と解することは立法者の意図を排除する危険をおかし、解釈の有効性原則に反する。よって、この文脈の分析は、上記の“on”が厳密な時間的意味を持つことを支持する。」(7.175-178)

「パネルは、賭博事件上級委の基準を満たす、中国の解釈に関する事後の慣行を見出すことができない。」(7.182)

「よって、『輸入に際して』の通常の意味は、厳密かつ正確な時間的因素を含む。これは、通常の関税の支払い義務が他の締約国の領域に入った瞬間の商品に関係することを意味する。通常の関税の支払義務が領域へ入ったまさにその瞬間の商品の輸入のために発生するとすれば、通常の関税は必然的にその瞬間の商品の地位に関係しなければならない。その瞬間の商品の条件に基づいて、現時点またはその後の輸入国による執行、査定または再査定の行為が行われなければならない。この解釈は上記の 3 条 2 項第 1 文の内国税に関する解釈にも沿うものである。通常の関税に対し、内国税の支払い義務は、他の国(領域)に進入する瞬間の輸入行為によって発生するのではなく、一旦輸入された後に発生する国内での要因によって発生する。輸入時点での地位と必ずしも一致しない輸入された商品の地位が、内国税の査定に関連する基礎と思われる。」(7.184-5. 協調は原文)

「国境での関税分類のために提示された問題の商品の『客観的特性』のみに着目する必要があるとした EC 骨なし鶏肉事件上級委や輸入の時点または地点で支払い義務が発生するのか、あるいは国内で徴収されるのかを 2 条と 3 条の適用範囲の区別の基準として重視した EEC・部品ダンピング措置 GATT パネルにも以上の解釈に対する支持を見つけることができる。」(7.187, 189)

「EEC・部品ダンピングパネルの国内法が『通常の関税』と記述していること、自由流通とみなされないこと、および政策目的は決定的な要素ではないとの考えに同意する。さもないと輸入国が当該税に適用される規定を自ら選べることとなる。同じ理由で税関当局が担当しているかの事実も決定的でない。」(7.190)(上級支持 178)

(WTO/GATT の趣旨および目的)

「次に内国税と通常の関税の用語を、WTO と GATT の目的に照らして検討する。2 条は譲許税率の価値の保護、3 条は内国税などでの保護主義の回避を目的として、両者の規律は「関税その他の貿易障壁の実質的削減を目指した相互主義的かつ相互に有利な取り決めの安定性と予測可能性」の確保を狙っているという意味で相互に関係している。この WTO 全体の目的の達成のため、加盟国は 3 条と 2 項の境界を尊重する義務がある。本件税に対する上記の区別基準の適用に当たってこの目的を考慮に入れる。」(7.201-2)

(本件措置の性質決定)

「管理弁法第 5 条は、完成車が組み立てられた段階で輸入自動車部品が完成車として性格づけられると規定し、また同第 28 条は輸入自動車部品が完成車として組み立てられた後に、自動車製造業者は関税当局に申告しなければならないと規定している(強調は原文)。さらに、本件税が、(i) 輸入者一般ではなく、自動車製造業者に賦課される点、(ii) 中国の関税領域に入る際の自動車部品に基づいてではなく、1 つの自動車モデルの組み立ての際に関係の商品と一緒に、異なる国または輸入者からのどんな他の部品が使用されるかに基づいて決定されること、(iii) 同じ出荷に含まれる同一の部品がどの自動車モデルに組み立てられるかによって異なる税率が適用されることも重要である(中略)。以上の要素、特に本件税が自動車部品の国内での自動車への組み立てに関係している事実を総合的に考慮して、本件税が GATT3 条 2 項の意味における内国税であると結論する。」(7.205-210)

「さらに、本件税が通常の関税とみなされるとすれば、申立国の主張するように、輸入後の組み立てが関税分類の基礎とすれば、関税分類システムが GATT の中核原則である内国民待遇原則の義務を損なうことなり、ひいては上記の WTO 協定の目的は損なわれることとなる(よって、そのような解釈は採用できない。)」(7.211)

「よって、申立国は本件税が内国税であることを十分に示した(注 431 CKD および SKD に対する税は内国税であるとの認定から除外)。」(7.212)

4. 上訴国=中国の主張

「パネルは本件税を内国税と性質決定する際に、2 条 1 項(b)の文脈であり、本件税が通常の関税を賦課するものであるかどうかを決定するのに切り離すことのできない HS・GIR2 条(a)を考慮に入れないことでより誤りを犯した。」(134-5)

5. 被上訴国=欧米加の主張

「パネルは正しく性質決定の争点を処理した。中国のアプローチを受け入れることは、どの規定が適用されるかの争点とその規定に適合的かという明確に区別されるべき争点をあいまいにし、または混同するものだ。HS 規則は譲許表の文脈にすぎない。」(136、147)

6. 上級委の判断

「(分析アプローチ)第 1 に、パネルの分析のアプローチには特に誤りはない。」(142)

「(2 条 1 項(b)と 3 条 2 項の区別の基準)第 2 に、EC 骨なし鶏肉事件上級委は HS が譲許表の分類の解釈において文脈を構成するとの解釈を示したが、HS が内国税か通常の関税かの解釈において文脈を構成するかどうかは答えを出していない。パネルが、部品を自動車完成車として分類できるかどうかの争点に直面しているのであれば、中国の譲許表を解釈し、HS を文脈として参照しなければならないが、この段階においては、これがパネルの直面している問題ではない。」(149)

「HS とそれに含まれる製品分類が、2 条 1 項(b)と 3 条 2 項に含まれる、国境措置と内国税を区別する基準に優位することはない。WTO 加盟国間では、優位し、WTO の目的で通常の関税

の関連する特徴を定義するのは GATT 規定である。よって、HS と GIR2 条(a)が複数出荷で輸入された自動車部品を完成車と分類することを認めていたとしても、これが 2 条 1 項(b)の通常の関税を定義する基準に当然影響するわけではない。むしろ、パネルは GIR2 条(a)における「提示の際に(as presented)」の意味に関する認定が、2 条 1 項(b)の「輸入に際して」の意味に関する認定と矛盾しないよう見えると述べている。」(165)

「以上から、2 条 1 項(b)または 3 条 2 項に該当する税は両規定の適切な解釈に基づかなければならぬ。HS はこの問題に関する文脈を提供しない。よって、一般的に HS の規則、特に GIR2 条(a)に依拠せずに、通常の関税と内国税の用語を解釈するに際し、パネルは誤りを犯していない。」(166)

「(本件措置への適用)第 3 に、インド追加税事件上級委は、2 条 1 項(b)に該当するか、3 条 2 項に該当するかの判断は、措置の特徴と事案の状況に照らしてなされねばならないと述べた。多くの事案でこれは簡単な作業だが、ある事案では複雑な様相を見せ、パネルは措置の重心を定義する中心的特徴を特定する必要がある。パネルは本件でまさにそうしたアプローチを採用した。パネルが列挙した考慮要因に対し異議はない。しかし、さらに内国税との性質決定を支持するもっとも主要な要因として、輸入時点になされた申告でなく、完成車の組み立て後になされた申告が本件税が適用されるかどうかを決定する事実を挙げる(さらに 4 つの要因を挙げているが省略)。」(171-176)

「逆に、パネルが通常の関税であることを示唆するかもしれないとして挙げた 4 つの要因については、パネルはいずれも決定的でないとしたが、そのいずれの判断にも同意する。特に、完全に WTO 加盟国の支配下にある特徴に対し決定的な重心を与えることには一定の警戒を払う必要がある。さもないと、加盟国にその税にどの規定が適用されるのか決定権を与えることになるから。」(178)

「よって、本件措置の内国税との性質決定においてパネルに誤りはない。」(180)

「パネル認定支持」(181)

論点 B. GATT3 条 2 項第 1 文適合性

1. 申立国=欧米加の主張

「原産地に基づく区別を導入した場合は、ケースバイケースの同種性判定は不要。本件税は、原産地以外の基準で部品を区別していないので、すべての輸入部品と国産部品は同種となる。輸入部品は国産部品に適用されない税を附加されている」(7.214、218)

2. 被申立国=中国の主張

「本件税は、3 条の適用対象でない。」(7.215)

3. パネルの判断

「(同種の產品性に關し)問題の產品は、潜在的に本件措置の適用を受けるすべての輸入自動車部品である。よって、本件措置では原産地が唯一の区別の基準であるから、それらの產品を 3 条 2 項の意味における同種の產品と取り扱うことは正しい。(超える税について)国内同種の產品は本件措置においていかなる税の適用も受けていないので、輸入部品に超える税の賦課があると十分に示されている。よって、本件税は 3 条 2 項第 1 文に不適合である。」(7.216-217、222-223)

(中国が上訴したが、棄却)

論点 C. GATT3 条 4 項適合性

1. 申立国=欧米加の主張

(省略) (7.160)

2. 被申立国=中国の主張

(省略) (7.160)

3. パネルの判断

「同種の產品性については 3 条 2 項第 1 文で示した通り。」(7.234)

「法令要件該当性については、強制的なものだけでなく、インセンティブに基づくものも含まれる。本件措置は、輸入部品を使用するつもりのある自動車製造業者に行政手続を賦課し、これには自己評価、登録、税保証の提供、検証等の義務が含まれる。よって、これは法令要件に該当する。なお、輸入部品を使用するつもりのある自動車製造業者には本件措置は強制的だが、自動車製造業者は輸入部品を使用しないことによって、この行政手続を回避できる。たとえ本件措置が自主的なものとみなされても、要件に該当する。」(7.240-243)

「(国内販売・使用などに『関する』かどうかについて) 本件税が内国税であると認定したことから、本件手続が中国の主張するように有効な国境措置の執行のためのものではない。行政手続とその基準および税が組み合わさって、自動車製造業者に対し輸入自動車部品でなく国産自動車部品を使用するインセンティブを形成している。よって、国内販売・使用などに『関する』法令要件に該当すると結論する。(7.254-257)

「(不利な待遇かどうかについては韓国牛肉事件上級委の『輸入品に不利に関連市場での競争条件を変更するかどうか』の指針に従って判断すると) 輸入自動車部品を国産の同種の产品が直面していない組立作業全体を通じて実質的な遅延をもたらしうる行政手続に服されることで、本件措置は中国市場における競争条件を輸入自動車部品に対し不利となるように変更している。本件措置の完成車の特徴を有するかどうかの基準は輸入部品と国産部品の間に正式な区別を設定するだけでなく、これが自動車製造業者に対し輸入部品を使用するディスインセンティブを形成している。よって、不利な待遇がある。結論として、本件措置は 3 条 4 項に不適合である。」(7.264-272)

(中国が上訴したが、棄却)

論点 D. GATT20 条(d)による正当化の可否

1. 被申立国=中国の主張

「遵守を確保する法令は、『自動車の関税規定の有効な解釈』である。これには自動車の不可欠な特徴を有する複数出荷における部品を含む。本件措置は加盟国が第 2 条約束に従って賦課が認められる税関措置である。本件措置は自動車に対する関税を迂回する行為を防止するために必要な措置であり、GATT20 条(d)によって正当化される。」(7.292)

2. 申立国=欧米加の主張

「たとえ 20 条(d)の法令にそうした解釈が含まれると仮定しても、中国の解釈は不適合であり適合性の要件を満たさない。自動車に対する関税を迂回する行為を防止するとしても、その迂回行為がどうして中国の関税表規定の違反であるのか中国は示していない。さらに必要性の要件も満たさない。」(7.294)

3. パネルの判断

(順守を確保する「法令」)

「順守を確保する法令は、『自動車の関税規定の有効な解釈』であるとしても、この中国の解釈自体が(2条1項(b)の論点で後述するように)GATTに適合的でない。よって、中国は20条(d)の「GATT適合的法令」の要件を満たしていない。」(7.296)

(遵守の確保)

「(仮に中国の関税表が法令だとして)遵守を確保するようにデザインされているかどうかを検討する。ここではEC・GSP事件パネルのように「措置の明白な規定だけでなく、措置のデザイン、構成および構造」を考慮する。さらに、実際に遵守を確保しているかも考慮する。措置を検討した結果、迂回防止のためにデザインされている主張には疑問があるが、そうデザインされていないとの結論は下すだけの十分な証拠がない。そこで実際に遵守を確保しているか検討する。その際、まず中国は問題の措置によって執行しようとする義務または／および防止しようとする不適合行為を示さなければならない。第1に、迂回行為は意図的な行為であると考えられるところ、中国の定義する迂回は意図せざる行為も含み、その範囲で中国はなぜこの行為が関税表違反であるかを示していない。第2に、意図する行為に関しても関税表違反かどうか示されていない。中国の譲許表は、自動車(関税25%)ではなく自動車部品(関税10%)を輸入し国内で組み立てるインセンティブを生む。よって、迂回と概念で、中国がこの高い関税が適用される自動車ではなく自動車部品の輸入を行う輸入者の決定に言及している範囲で、中国はこの行為がなぜ中国関税表の下の義務に不適合であるか十分に示していない。第3に、自動車を分解して輸入し、自動車でないと申告する行為については、米国とECもこれが国内法上、違法行為であることを認めている。しかし、こうした虚偽申告等の問題は中国でも税関行政処罰実施規則で既に定義され、処理されている。よって、中国は虚偽申告が本件措置によって防止が必要な関税表不適合行為であることを示していない。」(7.298-300, 305-314, 315, 326, 327, 336-7, 338, 342-345)

「まとめれば、中国は自動車に関する関税規定の迂回を構成すると主張する行為の種類(例えば、自動車部品を輸入し中国国内で組み立てる行為)がその関税表における義務といかに不適合であり、よっていかに本件措置によって防止が必要であるか十分に説明しなかつたため、措置が関税表の遵守を確保することを証明する責任を果たしていない。」(7.346)

(必要性)

「(仮に遵守を確保する措置であると認定したとしても)第1に、正当な関税により税収を挙げることが重要な利益であることは認める。第2に、関税表に不適合な行為が特定されていないため、本件措置の主張される目的に貢献しているとみなすことはできない。しかし、たとえ本件措置が虚偽の申告を防止することで自動車の関税規定を執行しているとみなすことができると仮定しても、本件措置の範囲はそうした行為を防止するのに必要なよりも広すぎる。第3に、本件措置の行政手続に係る時間は約2年であり、さらに現在の自動車産業の現実(標準化が進展)と合致しない。また、中国は合理的に利用可能なより負担の少ない手段を検討していない。輸入自動車部品に関する貿易制限の効果と中国にとって合理的に利用可能な代替措置の両者を考慮すると、本件措置が中国の関税表の『遵守の確保』のために必要な措置であることを証明していないと結論する。」(7.360-364)

「以上から、中国は20条(d)で正当化されることを立証していない。柱書の検討不要。」(7.365)
(上訴なし)

論点 E. GATT2 条 1 項(b)適合性(選択的主張)

1. 申立国=欧米加の主張

「(たとえ通常の関税と性質決定されたとしても)中国の譲許表における自動車の関税番号に、本件措置の対象となる部品の複数出荷が含まれるとは解されず、部品に 25% 関税を課すことは GATT2 条 1 項(b)に違反する。不可欠性格決定の基準は、必然的に WTO ルールの違反につながる範囲において、中国の譲許表に不適合であり、GATT2 条 1 項(a)および (b)違反である。」(7.370 等)

2. 被申立国=中国の主張

「WCO の HS 解釈通則(GIR)2 条(a)やそれに関する WCO・HS 委員会決定により、本件措置の対象となる部品の複数出荷を自動車の関税番号に分類することは認められている。よって、GATT2 条 1 項(b)違反はない。」(7.383 等)

3. パネルの判断

「自動車の辞書的な意味からは複数出荷された自動車の部品が含まれるかどうか明らかでない。」(7.379)

「(文脈の 1 つである)関税番号の他の記述も完成車の一部が完成車に分類されることを示唆しない。」(7.382)

「(文脈の 1 つである)HS 解釈通則(GIR)2 条(a)は、"Any reference in a heading to an article shall be taken to include a reference to that article incomplete or unfinished, provided that, as presented, the incomplete or unfinished article has the essential character of the complete or finished article." (強調はパネル)と規定するが、この "as presented" について、WCO 事務局は、税關当局に提示された時点と理解されると回答している。さらに、この用語の通常の意味は、税關当局に提示された特定の時点に GIR2 条(a)の適用範囲が限定されるとの見解を支持する。この解釈は、EC 骨なし鶏肉事件上級委の商品はそれが税關に提示された時点での客観的特徴に基づいて分類されなければならないとの解釈にも沿うものである。」(7.393, 408, 415)

「しかし、中国は『split consignment と異なる国の原産または異なる国から届いた要素から組み立てられた商品の問題は、各締約国が国内規則に従って処理すべき問題である』との WCO・HS 委員会決定があり、本件措置の自動車部品の複数出荷はこれによってカバーされると主張する。しかし、split consignment の分類問題は、当初一括して出荷するはずであった部品が、主に運輸上の理由から別々に出荷されるという特殊なケースに關係するという意味で、本件措置でカバーされる複数出荷の状況と區別可能である。また、異なる国の原産または異なる国から届いた要素から組み立てられた商品の問題は、その交渉の経緯を見ても、本件措置の自動車部品の複数出荷をカバーするものではない。結論として、WCO・HS 委員会決定が、WCO が GIR2 条(a)を本件措置の状況に關係があるように解釈していることを証明しているという見解に賛同できない。」(7.425, 434-436, 439, 445)

「以上から、『自動車』の用語の文脈が中国の譲許表の『自動車』に複数出荷で輸入され、国内で自動車に組み立てられる部品も含むとの解釈を支持するとは認定できない。」(7.451)

「その他、WTO/GATT の趣旨・目的や事後の慣行に照らして解釈しても、『自動車』の用語を中国の主張のように解釈することはできない。GATT2 条 1 項(b)違反である。」(7.462, 509, 522, 523)

(中略)

「さらに、不可欠性格決定の基準は、必然的に WTO ルールの違反につながる範囲において、

「中国の譲許表に不適合であり、GATT2条1項(a)および(b)違反である。」(7.612)
(中国が上訴したが、上級委はAで内国税と性質決定したため、検討不要と判断)

論点 F. GATT20条(d)による正当化

1. 被申立国=中国の主張(省略)
2. 申立国=欧米加の主張(省略)
3. パネルの判断

「いかにGATT20条(d)によって正当化されるか十分な説明がない。よって中国はGATT20条(d)によって正当化されることを証明していない。」(7.616)
(上訴なし)

論点 G. CKD・SKD 除外の GATT2 条適合性

1. 申立国=欧米加の主張

「CKD および SKD キットは本件措置の適用から除外されており、通常の税関手続に服せしめられているので、通常の関税に該当するが、中国の譲許表上の関税率を超える税が課せられており GATT2条1項(b)違反である(但し、米加は CKD および SKD が完成車の不可欠な特徴を持つ場合は自動車に分類可能と自認。)」(7.636-637, 649, 675)

2. 被申立国=中国の主張

「GIR2条(a)の「未組立または解体された状態で提示された部品の完全なセットは、完成品と分類する。」との原則に照らして、CKD および SKD キットを完成車と取り扱うことは中国の譲許表および GATT2条1項(b)上の義務と適合的である。」(7.650)

3. パネルの判断

「本件措置における CKD または SKD キットは、完成車を組み立てるために必要なすべて、またはほとんどすべての自動車部品から構成されると理解できる。さらに、これらの部品は1つの出荷に一緒にパッケージされている必要がある。最後に、完成車の組み立て工程に進むものでなければならない。」(7.644-6)

「自動車の通常の意味は完成車を指すが、さらに文脈や趣旨目的を検討する必要がある。HS が文脈を構成するとの EC 骨なし鶏肉事件上級委に従う。譲許表の他の用語は重要な指針を与えないが、他の加盟国の中には CKD および SKD キットを自動車に分類するものがある。さらに、CKD および SKD キットは、HS 第 87 章に対する一般的な説明注釈²と GIR2条(a)³が完成車と分類可能とする類型に該当する。自動車の用語の文脈、特に GIR2条(a)は、CKD および SKD キットが原則として完成車に分類されうることを示唆する。」(7.663, 671, 673, 677, 679, 697)

「事後の慣行の範囲については、EC 骨なし鶏肉事件上級委の指針(すべての加盟国でなくともよいが、一ヶ国またはごくわずかの加盟国の慣行は事後の慣行となりにくい、譲許表の解釈

² "An incomplete or unfinished vehicle is classified as the corresponding complete or finished vehicle provided it has the essential character of the latter (see Interpretative Rule 2(a)), as for example,
(A) A motor vehicle, not yet fitted with the wheels or tyres and battery.

(B) A motor vehicle not equipped with its engines or with its interior fittings.

³ "Any reference in a heading to an article shall be taken to include a reference to that article incomplete or unfinished, provided that, as presented, the incomplete or unfinished article has the essential character of the complete or finished article. It shall also be taken to include a reference to that article complete or finished (or failing to be classified as complete or finished by virtue of this rule), presented unassembled or disassembled."

は共通問題であるため、問題の輸入国だけでなく、他の加盟国の慣行を検討する必要がある)に従う。中国の CKD および SKD キットの関税分類に関する慣行について十分な証拠がない。他方、申立国および他の加盟国には一定の CKD および SKD キットを完成車として分類してきた慣行が見られる。」(7.703-6, 719- 721)

「EC 骨なし鶏肉事件上級委の指針に従い、中国の加盟前および加盟時点での関税分類慣行を解釈の補強的手段として参考する。全体として、(中国の 1991~1995 年の関税表および WTO 加盟前に CKD キットを完成車と分類した輸入申告表等の)証拠は、WTO 加盟前および加盟時点に、中国は CKD または SKD キットを自動車完成車と分類していた。よって、中国のこの慣行は CKD および SKD キットは中国譲許表の自動車の関税番号に含まれるとの結論を確認するものである。」(7.725-6, 735)

「以上の理由から、自動車の用語は、CKD および SKD キットを排除するものでないと認める。よって、申立国は中国による CKD および SKD キットの関税待遇が GATT2 条 1 項(b)違反であることを証明していない。」(7.736)

(上訴なし)

H. CKD・SKD 除外の WP 報告第 93 段落違反

1. 申立国=米加の主張(EC 不参加)

「CKD・SKD キットに対する関税待遇は、WP 報告第 93 段落違反である。」(7.636-637, 738)

2. 被申立国=中国の主張

「同報告第 93 段落の違反なし。」(7. 739)

3. パネルの判断

「全当事国が WP 報告の下での中国の約束が WTO 紛争解決手続で執行可能であることに同意している。加盟議定書は、同議定書第 1 部第 1.2 条に従って、WTO 設立協定の不可分な一部である。さらに、中国 WP 報告第 342 段落は、当該第 93 段落を含む WP 報告の下での中国の約束を加盟議定書に組み入れている。よって、中国の第 93 段落における約束も WTO 設立協定の不可分な一部である。」(7.740)

「よって、中国が第 93 段落に不適合的に行動したかどうか決定するために、同約束を解釈規則に従って解釈する。」(7.741)

「作業部会報告第 93 段落は、次のように規定する。

『作業部会構成国のうち特定のものは、自動車分野の関税待遇について特別な懸念を表明した。

自動車キットに対する関税待遇についての質問に対する回答において、中国代表は、中国には自動車の完全ノックダウン(CKD)キットまたは自動車のセミノックダウン(SKD)キットを対象とする関税項目はないことを確認した。中国が当該関税項目を創設する場合、関税率は 10% を超えないものとされた。作業部会は、この約束に留意した。』」(7.742)

「当事国は中国が関税表を改正し、CKD および SKD キットの関税項目を創設したことではないという点で合意している。しかし、米国とカナダは、中国が本件措置により事実上、当該関税項目を創設したと主張する。第93段落の義務が発生する条件は、改正でなく創設である。HS 協定に関税項目の法的な定義はないが、HS 締約国は HS 協定第3条により、6ヶタレベルにおいて HS コードを尊重する義務があるが、締約国は6ヶタを超えて、自国の関税番号(headings and sub-headings)を創設することができる。よって、関税項目とは、関税表における水平的な項目で、特定の番号を設定するもの(8ヶタか10ヶタかを問わない。)と理解可能である。」(7.744, 748,

749)

「カナダが提出した中国税関輸出入税 2005 には、8703.2130.90 と 8703.2334.90 といった 10 ケタレベルの関税項目があり、『アセンブリーの完全セット』との記述がある。これは CKD または SKD を意味すると解するのが合理的である。よって、中国は関税表に、CKD および SKD キットの関税項目を創設したと考えられる。」(7.750-752)

「上記の関税項目の創設の証拠を別としても、米国とカナダは本件措置により中国が CKD および SKD キットの関税項目を事実上創設したと主張している。よって問題は本件のような措置の導入時に、CKD および SKD キットの関税項目を創設したとみなすことができるかである。管理弁法 21 条 1 項は、CKD および SKD キットが完成車と性質決定されるべきであると規定する。これを受け、完成車と性質決定された自動車部品は、自動車の関税率が賦課される(同 28 条)。よって、本件措置を取り巻く状況からは、措置によって、CKD および SKD キットの関税項目を創設したとみなすことが可能である。よって、中国は第 93 段落の義務の基礎となっている条件を満たした。」(7.750-757)

「よって、中国は作業部会報告第 93 段落違反である。」(7.758)

4. 上訴国=中国の主張

「第 1 に、本件措置を国境で申告し、税を支払う CKD および SKD キットの輸入者に税を賦課するものと解釈した点でパネルに誤りがある。第 2、米国またはカナダによって一応の証明がされていない主張について判断を下した点でパネルに誤りがある。第 3 に、選択的に、第 93 段落違反との実体的認定においてパネルは誤りを犯した。」(216)

「第 1 の点に関し、パネルは管理弁法 2 条 2 項が行政手続を免除するが、税は免除しないと認定したが、同規定は CKD および SKD キットの輸入を行政手続からも税からも免除している。CKD および SKD キットは通常の税関ルールに服する。本件措置は、CKD および SKD キットの輸入に税を賦課していないのだから、第 93 段落違反を構成し得ない。また、CKD および SKD キットに対する税を通常の関税としたことは、パネルが本件税を内国税と認定したこととも矛盾する。」(222)

5. 被上訴国=欧米加の主張(省略)

「第 1 の点に関し、自動車産業政策第 11 章と併せ読めば、CKD および SKD キットが本件措置から除外されず、本件措置の税の対象となることは明らかである。」(228)

6. 上級委の判断

「(中国の第 1 の主張に関し)パネルは、CKD および SKD キットに対する税賦課の範囲では、これが GATT2 条 1 項(b)の意味での『通常の関税』とみなすことができると認定しており、これがパネルのその後の第 93 段落違反との認定の基礎となっている。」(221)

「この点については上級委の審査基準について当事国間で争いがある。中国は CKD および SKD キットに対する本件措置上の税の適用可能性は法解釈の問題であると主張するが、米国は国内法の解釈は事実認定の問題であると主張する。」(224)

「上級委は WTO 加盟国の国内法が事実の証拠としてだけでなく、遵守不遵守の証拠としても機能すると明示的に述べてきた(米国・ハバナクラブ事件上級委報告及びそれが依拠するインド・特許事件上級委を引用)。遵守の有無を決定するためにパネルが国内法を検討するときは、その決定はパネルの法的な性質決定であり、上級委の審査に服する。上級委は、特に特定の法令その自体(as such)の事件において、パネルの法的な性質決定に誤りがないか決定するため、国内法の表面上の意味を審査してきた。たしかにパネルによる国内法の審査が法令の表面上の

文言を超え、さらなる審査が必要となり、事実の要素に関係しうる事案もありうることを認める。そうした要素について、上級委は上訴手続においてパネルの認定に安易に介入することはない。」(225)

「管理弁法 2 条 2 項は、CKD および SKD キットを輸入する自動車製造業者は税関に申告し税を納めれば、本弁法は適用しないと規定しており、行政手続きだけが適用除外され、なお本件措置の税の適用を受けることを示してない。さらに、同規定が新たな又は特別の税関手続を設定していることを示す文言上の根拠はない。また、本弁法は税と行政手続が分離することを想定していない。さらに、本件措置の税は、パネルも述べているように、組み立て後に賦課され、輸入時には賦課されない。よって、パネルがなぜ組み立て前に国境で申告され課税される CKD および SKD キットが、本件措置の税の適用を受けると解したのか理解に苦しむ。結論として、パネルの 2 条 2 項の解釈は法的誤りを構成する。その解釈に基づき本件措置を第 93 段落違反とした認定を取り消す。」(231-238, 245)

「第 2 の点は審理不要。」(246)

「中国の第 3 の主張は、条件付きのものであるため、中国が CKD および SKD キットの関税項目を創設したとみなされるかどうか、または中国が 10 ヶタの CKD および SKD キットの関税項目を創設したかどうかについて決定する必要はない。」(252)

パネル勧告「以上、不適合を認定した措置を WTO および GATT 上の義務適合的とするよう要求するよう DSB に勧告する。」(EC8.4、米 8.7 およびカナダ 8. 10)

上級委勧告「以上、不適合を認定した措置を WTO および GATT 上の義務適合的とするよう要求するよう DSB に勧告する。」(254)

III. 解説

1. 本件の位置付け

本件は、中国が WTO 加盟後、初めて WTO 紛争解決手続において被申立国としてパネル・上級委の審理に臨んだ事件であり⁴、かつ初めて被申立国として敗訴した事件である。そのため、中国がなぜ本紛争を協議段階で解決せず、パネル審理にまで紛争をエスカレートさせたのか⁵、パネル・上級委員会審理過程での中国の対応をどう評価すべきか、敗訴を受け実施段階で中国がいかなる対応をするか等の観点で注目に値する。

他方、実体法の観点からは、本件は、第 1 に、論点 A で問題の税が GATT3 条 2 項の内国税か 2 条 1 項(b)の通常の関税か性質決定を行うための基準について詳細な解釈を展開し、ある程度明確な基準を提示したこと、第 2 に、論点 E や論点 G 等で、WCO 規則や HS 委員会決定について一定の解釈を示し、全体として輸入部品がどういった要件を満たせば、自動車の完成車に分類することのできるのかを一定程度明らかにしたこと、第 3 に、論点 H で中国 WTO 加盟に伴う作業部会報告書を、紛争解決手続において初めて適用し、その法的効力(enforceable)と、

⁴ WTO 加盟後、初の被申立事件は、2004 年 3 月 18 日の米国の申立てによる半導体増增值税事件 (WT/DS309/1) だが、本件は申立国の米国との間で協議の結果、パネル設置に至らずに、同年 7 月 14 日、二国間合意が通報された (WT/DS309/7)。さらに 2005 年 10 月 5 日、この合意の条件が実施された旨両国より通報があった (WT/DS309/8)。WTO 加盟後、初の申立事件は、米国・鉄鋼セーフガード事件 (WT/DS252/1) (2002 年 3 月 26 日) であった。

⁵ 本件の紛争エスカレーション過程と前注の半導体事件との比較について、川島富士雄「貿易分野における中国の多国間主義—『協力と自主』の現れとしての WTO 対応—」大矢根聰編『東アジアの多国間主義—多国間主義の地平—（仮）』（有信堂、2009）所収予定参照。

それがウィーン条約法条約の解釈規則に従って解釈されるべきことが確認されたこと⁶等の側面で先例的価値を有する。それに対し、GATT3条2項や同条4項、GATT20条(d)等に関する判示は、基本的に先例の解釈の枠組みを出るものではなく、新規な点は特にうかがえない。

そこで以下では、2で本件パネル報告の解釈上の手法について整理し、3でパネルによる国内法解釈の「法的争点」該当性に関する上級委の判示について検討した後、4で実体法上の論点として、3条2項の「内国税」か、2条1項(b)の「通常の関税」かの性質決定(論点A)、自動車完成車への分類可能な部品の範囲とWCO規則やHS委員会決定の参考価値(論点E、論点G)および作業部会報告第93段落適合性(論点H)に焦点を絞って解説する。

2. 解釈上の手法

本件パネルは、「内国税」や「通常の関税」の通常の意味に関し、The Dictionary of Trade Policy Terms (WTO事務局刊) (para.7.127, n.299, para.7.139, n.311) や WCO Glossary (para.7.139, n.309) に、また「自動車」の通常の意味について Dictionary of Automobile Engineering (7.661, n.1021, 1022) に依拠している。Shorter Oxford や Webster といった一般的な辞書に依拠する従来の姿勢から専門機関の用語集や専門分野の辞書などを重視する姿勢への転換を意味するのかと思いまして、GATT2条1項(b)の「輸入に際して(on the importation)」、HS解釈通則(GIR)2条(a)における「提示の際に(as presented)」やHS委員会決定における「委託貨物(consignment)」等の解釈において、Shorter Oxford、Webster、American Heritage 等の一般的な辞書(n.349, 350, 586, 587, 701, 702, 733-735)に加え、フランス語やスペイン語の文法書(n.352-355)も頻繁に引用しており、必ずしも全面転換とはいえない。中でも、前置詞“on”に関し、複数の英語辞書を対比的に引用した上で(n.349, 350)、時間性と関係性の2つの異なる意味を持ちうるとし、そのいずれの意味を重視すべき決するためにフランス語とスペイン語の正文に当たり、文法書を引用しながら、時間性の意味を与えるべきであると解釈している。この手法は今後、条文上の前置詞など一般的な用語について解釈上の争いが生じた場合にも応用される可能性がある。他方、「輸入」の解釈では、Black's Law Dictionary と Shorter Oxford に加え、WCO Glossaryを参照し(n.346-348)、HS委員会決定における「委託貨物(consignment)」の解釈では、Shorter Oxford と Handbook of the Global Trade Community, Dictionary of International Trade の定義を、自動車の解釈でも Dictionary of Automobile Engineering と Shorter Oxford の定義を並列して、それぞれ補強する態度も示しており(n.731-733, 1021-1025)、用語によっては、一般的な辞書を参照するだけでは不十分であるとの判断を行っているようにも見える。もちろん、これらのパネルの一般および専門辞書への依拠は紛争当事国の主張やWCO事務局からの書簡を受けたに過ぎないと理解も可能な部分もあるが、上記で示した辞書参照の具体例からは、パネルが用語の性質(通常の用語か専門用語か)によって辞書の参考法において異なる姿勢を示していることが垣間見られるように思われる。

また本件パネルには、「内国税」や「通常の関税」の「通常の意味」の検討において、全体として先例の重視傾向が見える。文脈や目的・趣旨よりも先に先例における解釈が検討されている点も興味深い。また、直接本件における論点を検討したものが少なかったためか、その論点の周辺論点に関するものも含め幅広く先例を参照している点も印象的である。

また、内国税と通常の関税の性質決定基準について、「通常の意味」と「文脈」による解釈で一

⁶ パネルが中国の作業部会報告書違反を認定したのに対し、上級委はその認定を取り消している。しかし、作業部会報告書が紛争解決手続において法的効力を持ち、ウィーン条約法条約の解釈規則に従って解釈されるとのパネル認定 (paras.7.740-741) は、上訴の対象となっておらず (para.214)、この点は無傷で残されている。

一旦結論を下した後で(para.7.192)、パネルは、WTOとGATTの目的の検討により、実質論を導き出し、それを一般論の事実の当てはめに際し、結論を補強するために参考するという手法をとる(例 paras.7.194-)。趣旨目的の位置づけが一般論を導く際の基準でなく、むしろ具体的な事実への当てはめにおいて、協定の趣旨目的に反する結果とならないかをチェックする基準に変わっているが、これが本件からなのか、以前の先例でその傾向が表っていたのか必ずしも定かでない。しかし、この手法は、WTOとGATTの目的と個別具体的な場面があまり遠すぎるため、この趣旨目的の検討がやや形式的な作業に墮し、必ずしも有意義なものとなっていない印象がある。趣旨目的の検討が形式的な作業との印象を与える点は、自動車の関税分類に関する解釈におけるWTOとGATTの趣旨目的の参考においても同様である(para.7.460とparas.7.698-700を比較せよ)。

いずれにしても上級委は以上のような解釈姿勢に特に異議を提起しなかった。

3. パネルによる国内法解釈の「法的争点」該当性(論点H関連)

本件上級委は、パネルによる中国法(管理弁法2条2項)の解釈が、「法的な問題」又は「法的な解釈」(紛争解決了解(以下「DSU」という。)17条6項)を構成し、上級委の審査の対象となるとの解釈を示した(para.225)。本件報告の採択時に、米国は、この点について、問題となっている措置のWTO加盟国国内法システムにおける運用方法は、紛争における事実に関する争点であり、当該措置の対象協定適用可能性と同適合性に関する法的争点ではないと主張して、上級委の解釈に異議を唱えた⁷。他方、中国は、加盟国の国内法の解釈は、特に「法令それ自体(as such)」案件において、当該加盟国がWTO約束を遵守しているか否かの決定にとって中心的な問題であり、上級委の審査の対象から外されるべきでない。国内法の解釈の過程は、対象協定の解釈の過程と実質的に異なるものでないとして、上級委の認定を歓迎している⁸。

上級委は、「WTO上の義務の遵守の有無を決定するためにパネルが国内法を審査する場合は、その決定はパネルの法的な性質決定であり、上級委の審査に服する。上級委は、特に特定の法令それ自体(as such)の事件において、パネルの法的な性質決定に誤りがないか決定するため、国内法の表面上の意味を審査してきた。」(para.225)と説示する際に、米国・ハバナクラブ事件上級委報告を引用している(n.308-309)。同事件では、問題となった米国法が商標の「所有権に関する法」であるか否かの性質決定が争点となり、パネルはこれを肯定的に解し、その結果、同法がいくつかのTRIPS協定違反を構成しないとの結論が導かれている。上級委は、この事件での法的争点を審理するためには、必然的にパネルによる当該米国法の意義の解釈を審査しなければならないと述べ、同審査に踏み込んでいる⁹。同事件でのパネルによる国内法の性質決定(characterization)は、確かにWTO協定適合性認定の不可分一体の前提を構成していたと考えられ、上級委が国内法の性質決定の審査に踏み込む必要性が高かつた事案と考えることができる。

以上を踏まえれば、本件パネルによる管理弁法2条2項の解釈も、そのような「性質決定」と同視しうるかが改めて検討する。パネルは、管理弁法2条2項が、一定の場合に、CKDおよびSKDキットには本弁法を適用しないと規定しているにもかかわらず、これを行政手続の適用除外

⁷ 本件上級委報告に関する次のコメントリーも、DSU17条6項の規定する上級委による審査の範囲を拡張するものであると評し、批判的な態度を示す。WorldTradeLaw.net Dispute Settlement Commentary (DSC), Appellate Body Report, China - Measures Affecting Imports of Automobile Parts (WT/DS339, 340, 342/AB/R), p.15, available at [http://www.worldtradelaw.net/dsc/ab/ch-automobile\(dsc\)\(ab\).pdf](http://www.worldtradelaw.net/dsc/ab/ch-automobile(dsc)(ab).pdf) .

⁸ DSB adopts Panel and Appellate Body reports on China auto parts disputes, WTO: 2009 NEWS ITEMS, 12 January 2009.

⁹ United States – Section 211 Omnibus Appropriations Act of 1998, Report of the Appellate Body, WT/DS176/AB/R, adopted 1 February 2002, paras.105-106.

を意味するに過ぎず、本件措置の税がこれらキットにも適用されると解した(7.77)。さらに、本件措置の税が通常は「内国税」であると認定したのにもかかわらず、これらキットに対し賦課する際に限って「通常の関税」であると認定している(7.636)。パネルは、このような管理弁法の解釈と認定を前提に、本件措置が CKD および SKD キットに対し関税項目を創設し、かつ 10%でなく 25% の通常の関税を賦課しているとして、作業部会報告第 93 段落違反を認定している(para.7.757)。このようにパネルによる管理弁法の解釈は、その作業部会報告適合性の判断と切り離すことのできない前提を形成しており、その意味で上級委がパネルの管理弁法の解釈を審査の対象とせざるを得ないと考えたとしても致し方ない事案であったと考えられる。

しかし、第 225 段落で提示された一般論に見える「法的な性質決定」との表現は、米国・ハバナクラブ事件の事案には適切であるが、本件の事案におけるパネルによる国内法の解釈に関しても適切な表現であったか疑問がある(「性質」決定というより、むしろ「適用範囲」の決定)。さらに、上で検討したように、法的結論を左右する不可欠な前提である否かが上級委の審査対象となるか否かの実質的基準であるとすると、同段落の「WTO 上の義務の遵守の有無を決定する目的でパネルが国内法を審査する場合は、…上級委の審査の対象となる」という定式は、その実質的基準の説明や言い換えとしては不十分であろう。例えば、

なお、上級委は、パネルによる国内法の解釈の審査に含みこむ場合も、国内法の文言を表面的に(on its face)解釈するのにとどめ、さらなる事実認定が必要な場合は、パネル認定に軽々しく介入しないとの留保を付けている(para.225)。これに対応するように、上級委は管理弁法の解釈の際に、何度も「表面上(on its face)」という文言を使い(paras.232, 237)、自らの審査がパネルの事実認定に介入しないよう慎重な態度を示している。

4. 実体法上の論点

i. 性質決定:「通常の関税」と「内国税」の区別(論点 A)

本件パネルは、内国税と通常の関税の双方の文言・文脈・先例に基づく解釈を展開し、それぞれが相互に整合的な基準を示しているとして、結論を補強している。2 条 1 項(b)第 1 文と 3 条 2 項の適用範囲が重複しないとの前提に立って、両者の区別の基準(通常の関税は輸入時点の產品の地位および条件に基づいて賦課、内国税は輸入後の要因に基づいて賦課)を詳細に整理し、これが上級委によって支持された。GATT 時代には EEC 部品ダンピング事件パネル、ギリシア輸入税事件パネルや未採択のカナダ金貨事件パネルがこの争点を扱ったが、WTO 設立後は直接関係する先例は存在しなかつた¹⁰。よって、本件報告は重要

¹⁰ アルゼンチン皮革事件パネル報告は、3 条注釈に依拠して国境時点で賦課される税が内国税を構成することもあることを確認しているが、同事件では当事国間に問題の税が内国税であるかないについての争いがなかったため、詳細な解釈は展開されていない。Panel Report, Argentina – Measures Affecting the Export of Bovine Hides and the Import of Finished Leather, WT/DS155/R, adopted 16 February 2001, para.11.145. なお、本件とほぼ同時期に争われたインド追加関税事件は、直接には当事国間で争いとならなかったものの、2 条 2 項(a)と 3 条注釈の間の同様の性質決定または適用範囲の画定に関する基準が争点となりうる事件であった。同事件上級委報告は、当事国間の国境調整税であるとの合意に介入しない姿勢を示しつつも、“Whether a measure is a "charge" to which Article II:2(a) applies, or an "internal tax or other internal charge" referred to in the Ad Note to Article III, has to be decided in the light of the characteristics of the measure and the circumstances of the case.”と述べ(n.304)、本件パネルの示した 2 条 1 項(b)第 1 文と 3 条 2 項の適用範囲の画定基準にも相通ずる基準を示している。Appellate Body Report, India – Additional and Extra-Additional Duties on

Imports from the United States, WT/DS360/AB/R, adopted 17 November 2008, n.304. 興味深いことに、本件上級委は、本件パネル解釈が、インド事件上級委の考えに沿うものであることを示唆している(paras.171-2, n.233.)。しかし、時系列的には、本件パネル報告(2008 年 7 月 17 日加盟国回覧)、インド事件上級委報告(2008 年 10 月 30 日加盟国回覧)、本件上級委報告(2008 年 12 月 15 日加盟国回覧)であるため、インド事件上級委は、むしろ本件パネルによる性質決定基準を明確に念頭に置いた上で、n.304 を起案した可能性が高い。本件上級委報告は、両者間に密接な関係があることを追認することで、事実上、2 条 2 項(a)と 3 条注釈に関しても、本件パネルと同様な基準と分

な先例的価値がある。

GATT 先例のうち、この論点を比較的詳細に検討したのが EC 部品ダンピング事件パネルである¹¹。同事件パネルは、両条の適用範囲の区別の重要性を確認し(para.5.4)、問題の迂回防止税が輸入を条件として賦課されるものでも、輸入の時点または地点で課されるものでもないことを指摘し(para.5.5)、AD 税の迂回排除の政策目的や税関によって執行される事実に基づいて 2 条 1 項(b)の意味における関税であるとの EEC の主張に対しては、重要な事実は、税が輸入行為に対し、または、輸入の時点もしくは地点で賦課されるかどうか、あるいは国内で徴収されるかどうかである、と述べ(para.5.6)、結論として、2 条 1 項(b)の関税該当性を否定している(para.5.8)。

この EEC 部品ダンピング事件パネルは、本件パネルでも随所に引用され、解釈論や実質論に大きな影響を与えていた。実際、最終的に確認された一般論は、EEC 部品ダンピング事件パネルの一般論と基本線は軌を一にする。

しかし、第 1 に、本件パネルが、WTO 設立後に確立した解釈手法に従って、初めてこの性質決定の基準を導いた重要性は看過すべきでない。第 2 に、「輸入の時点で賦課」(輸入時点の客観的性質¹²に基づいて賦課)と「輸入後の国内的要因に基づいて賦課」の意味を、WTO 判例(EC 骨なし鶏肉事件上級委)の参考や本件事実への一般論の当てはめを通じて、EEC 部品ダンピング事件パネルよりもいま一歩明確化させ、内容を充実させていることも、大きな貢献である。第 3 に、EEC 部品ダンピング事件パネルが示した措置の目的と税関による徴収(自由流通でないとの取り扱い、通常の関税との扱い)の事実を決定的でないとする考え方を、本件パネルは「加盟国に決定権を与えない」との実質論によって正当化することで、決定的でない要因の外延を一層明確にしたと考えられる(para.7.190)。これが上級委によつても明確に支持されているため(para.178)、今後実務上、重要な指針となろう。第 4 に、EC 部品ダンピング事件は、あくまでも 2 条 1 項(b)第 2 文の「輸入について又は輸入に関連して(on or in connection with importation)」課せられる「税(duties)」か、3 条 2 項の内国税かが争われた事件であり¹³、そこでは第 1 文の“on the importation”と第 2 文の“on or in connection with importation”的文言の違いがもたらす解釈上の含意について特に検討がされてない¹⁴。それに対し本件パネル報告は、第 1 文とその文脈を構成する第 2 文の文言の違いに着目して、“on the importation”が狭い意味、特に時間的に限定された意味を有するとの結論を導いており、これは EC 部品ダンピング事件パネルにない大きな特徴である。逆にいえば、本件パネル報告はあくまでも 2 条 1 項(b)第 1 文の「通常の関税」と 3 条 2 項の内国税が重複しないとの前提(当事国間に合意あり)に立った上で、両者を区別するための基準を導き出しただけであつて、それを超えて 2 条 1 項(b)第 2 文の「その他のすべての種類の租税又は課徴金」と 3 条 2 項の内国税との関係や 2 条 1 項(b)第 1 文と第 2 文の関係に踏み込むものでは

析手法で相互の適用範囲を画定できることを示唆しているように見える。この点に関し、本報告書所掲の川瀬委員によるインド事件評釈も参照のこと。

¹¹ EEC - Regulation on Imports of Parts and Components, Report by the Panel adopted on 16 May 1990, L/6657 - 37S/132.

¹² 但し客観的性質を基準とする点は上級委によって明確な支持も明確な拒絶も示されていない。但し、para.164 参照。

¹³ これは日本の主張が第 2 文に基づいたものであったためだが(*Ibid.*, para.5.4)、実は EC は 2 条 1 項(b)の意味における「輸入に関連して課せられる関税 (customs duties imposed "in connection with importation" within the meaning of Article II:1(b))」(下線は評者)とみなすことができると反論しており、やや論点が第 1 文なのか第 2 文なのか曖昧となっている (*Ibid.*, para.5.5)。

¹⁴ この点は、カナダ金貨事件パネル報告も同様である。Canada - Measures Affecting the Sale of Gold Coins, Report of the Panel, L/5863, 17 September 1985 (unadopted), para.50.

ないことに注意が必要である¹⁵。

本件パネルは2条1項(b)と3条2項の相互関係には、相当の注意を払って矛盾が生じないよう心がけたが、その一方で3条2項と11条の関係に触れた先例について、文脈が異なるとして、その参照価値を否定した(7.177)。しかし、2条、3条および11条の3つの条文の間に、相互に適用範囲に重複がないのか、それぞれどのように適用範囲を画すべきなのかという点は、三者がそれぞれ異なる規律(譲許税率を超える税賦課の禁止、譲許と関係なく内外無差別および一般的禁止)を導入しているためGATT上、極めて重要な論点である¹⁶。本件パネルは2条と3条の相互関係について重複しないという前提に立って、両者の範囲を画する明確な基準を提示したが、これが3条と11条、および2条と11条の範囲の画定にどのような影響を与えるのか、そちらの基準との間で矛盾や漏れが生じないのかといった点が今後の課題となる可能性がある。

ii. 「自動車」の解釈(論点E、論点G及び論点Aに関する上級委の判示の一部)

a. パネルの「自動車」の用語に関する解釈:総論

パネルによる「自動車」の用語の解釈は、一回の出荷とされていれば完成車として不可欠な性格を持ったであろう部品の複数出荷が自動車完成車として分類可能かどうかに関する論点EとCKDおよびSKDキットが自動車完成車として分類可能かに関する論点Gに分けられる。このうち、論点Eはあくまで論点Aにおいて内国税でないと判断がされた場合の選択的主張をパネルが予備的に検討したものに過ぎず、かつ、上級委も中国から上訴があったにもかかわらず、論点Aの内国税該当とのパネル判定を支持したため、検討不要と簡単に処理しているため、その先例的価値は論点Aほど大きなものといえない¹⁷。しかし、本件を通じ、中国は、本件税は「通常の関税」であるとの主張に強くこだわっていることから、本件税が対象とする部品をHS解釈通則やHS委員会決定によって部品の複数出荷を自動車完成車と分類することが正当化されるとの考えが、本件措置の導入や本件紛争のエスカレーション過程における強硬な姿勢に影響力を持っていた可能性がある。よって、論点Eの紹介を割愛すれば、本件の全体像を歪めかねない。さらに、論点Gとも相まって、論点Eで示された判示は、今後、自動車のみならず、多くの組み立て機械関連産品の関税分類にとって重要な指針を提供していると考えられる。以下、パネルの解釈手法とHS、同解釈通則およびHS委員会決定の参考価値に分けて解説する。

b. パネルの「自動車」の用語に関する解釈手法

パネルは、自動車の用語の解釈に当たって、論点Eでは、用語の通常の意味として、1)辞書による定義(para.7.379)が、完成車に複数出荷を含むことを示唆しないことを確認し、文脈として、2-1)直近の関税番号における用語(para.7.382)と2-2)HS(paras.7. 389-)を参照して、これも完成車に複数出荷を含むとの解釈を支持せず、そのような解釈が、3)WTOとGATTの相互主義的な取扱の安定性と予見可能性を維持するという趣旨目的を損なうものであり(para.7.460)、中国の解釈を支持する4)事後の慣行も存在せず(para.7.509)、5)解釈の補

¹⁵ 後者に踏み込まないことは、パネルがn.270で言明している。中国が2条1項(b)第2文の「その他のすべての種類の租税又は課徴金」についてゼロを登録しているため、後者の点が検討されなくても特に本件で大きな違いが生じないことは上級委が説明している(142)。

¹⁶ EC部品ダンピング事件パネルpara.5.5は、このうち2条と3条の規律の違いから導かれる区別の重要性にだけ着目している。

¹⁷ 実施段階において、当事国間で本件での論点Eの位置づけについて争いが生じている。後掲5. その後の経緯等参照。

完的手段を参照しても、以上の解釈を確認するとして(para.7.522)、中国の解釈を拒絶し、中国の2条1項(b)違反を認定した(但し、選択的判示)。他方、パネルは、論点Gでは、1)辞書による定義を確認した後(para.7.661)、文脈として、2-1)直近の関税番号における用語(para.7.671)が何らの指針を与えない一方(para.7.671)、2-2)一部の他の加盟国の譲許表(マレーシア、インドネシア、ベトナムおよび東アフリカ共同体)がCKDおよびSKDキットを自動車完成車と分類していることを確認し(para.7.672-673)、2-3)HS解釈通則2条(a)が、CKDおよびSKDキットが原則として自動車完成車と分類可能であることを示唆していると認定し(para.7.697)、同キットが完成車に含まれるとの解釈が、3)WTOとGATTの相互主義的な取極の安定性と予見可能性を損なうものではないとし、申立国および他の加盟国(マレーシア、インドネシア、ベトナム、東アフリカ共同体、オーストラリアおよびフィリピン)には一定のCKDおよびSKDキットを完成車として分類してきた4)慣行が認められたとした(paras.7.719-721)。さらに、5)解釈の補完的手段として参照した中国の加盟前および加盟時点での関税分類慣行はCKDおよびSKDキットを完成車として分類していたので、これはCKDおよびSKDキットを完成車として分類可能であるとの解釈を確認するとして(para.7.735)、結論として、パネルは中国のGATT2条1項(b)違反を認定しなかった。

論点Eおよび論点Gのいずれにおいても、パネルは、基本的にEC鶏肉事件上級委が示した解釈手法を踏襲して、ほとんどすべての解釈の手段を尽くす姿勢を示している。このうち、1)の辞書による定義、2-1)直近の関税番号の用語、および3)の趣旨目的は、両者においてほとんど重要な意味を有していない。他方、両者の結論が大きく違った要因として、2-3)HS解釈通則の関連規定の違い、2-2)加盟国の関税譲許表の分類例と4)分類慣行の有無を挙げることができるだろう。

このうち事後の慣行の成立要件については、すでにEC・鶏肉上級委が比較的詳細な指針(すべての加盟国でなくてもよいが、一ヶ国またはごくわずかの加盟国の慣行は事後の慣行となりにくい、譲許表の解釈は共通問題であるため、問題の輸入国だけでなく、他の加盟国の慣行を検討する必要がある)を提示し、本件パネルもそれに依拠して、各国の関税分類慣行の検討を行っている。EC鶏肉事件に関する評釈は、同事件上級委における事後の慣行の成立要件を精査した上で、「もとより貿易構造が加盟国毎に異なる以上、多くの產品について分類慣行は偏った少数国にしか発見できないことが合理的に予想される。『事後の慣行』が解釈の手がかりになる余地は、ほぼ皆無と言えよう。」との見通しを示していた¹⁸。しかし、本件では一部加盟国とはいえ、一貫した慣行が認められ、「事後の慣行」が成立すると明確には認定されていないものの(para.7.721)、パネルの解釈に一定の影響を与えている。これを、比較的多くの国によって輸入される自動車という製品が関係した故の例外的事例とみなすことができるかどうかは、今後の「事後の慣行」をめぐる実務を待たざるを得ない。

c. HS、同解釈通則およびHS委員会決定の参考価値

ここでの論点を整理すれば、本件ではHSやその関連規則・決定の解釈における参考価値が、第1に、関税譲許義務との適合性、第2に措置の性質決定(内国税か通常関税か)の2つの論点において問題となった。第1に、統一システム(HS)が加盟国の譲許表の用語の意味の解釈において文脈として参考価値があることは、すでにEC鶏肉事件上級委が確

¹⁸ 川瀬剛志「ECの冷凍骨なし鶏肉の関税分類」『ガット・WTOの紛争処理に関する調査 調査報告書XVI』(経済産業研究所、2006) 270頁。

認している¹⁹。これを受け、本件パネルは、論点 G の文脈で、HS が本件での中国関税譲許義務の解釈の文脈を構成すると認定した。その際、米国が、第 1 に、本件が EC 鶏肉事件で問題となった農産品ではなく工業品に関するものであること、第 2 に、ウルグアイラウンドでの関税交渉の結果としての譲許表ではなく、加盟交渉の結果としての譲許表が問題となっていることから、HS はウイーン条約法条約 31 条の文脈でなく、32 条の補足的手段と位置付けるべきであると主張したが、パネルはいずれの点も退けている(paras.7.664-667)。論点 E の文脈においても、基本的にこの姿勢は維持されている(n.657)。よって、本件パネルは、HS ルールの文脈としての参照価値を幅広く確認したという先例的意義を持つ。

EC 鶏肉事件上級委は、HS の章注釈(Chapter Notes)と説明的注釈(Explanatory Notes)の双方が譲許表の解釈の目的で文脈の一部を構成すると述べており(paras.214, 219)、拘束力を持つ前者が、拘束力を持たない後者よりも、より証拠としての価値が大きいとしつつも、後者にも一定の参考価値を認めている(paras.224-227)。本件パネルは、この上級委の姿勢を受けてか、HS87 章一般的説明注釈と HS 解釈通則の間に特に優劣関係を認めずに文脈として参照している。

しかし、上記 b のように、HS 解釈通則の規定の違いが論点 E と論点 G の結論を分ける大きな要因となった。論点 E の文脈において、パネルは(仮に本件税が通常の関税であるとしても)中国の指摘した HS 解釈通則や HS 委員会決定が中国の主張を支持するものではないとして、中国の主張をことごとく拒絶した。その際、HS 委員会決定が言及する状況のうち、第 1 の “split consignment” は、当初一括して出荷するはずであった部品が、主に運輸上の理由から別々に出荷されるという特殊なケースに關係するという意味で、本件措置でカバーされる複数出荷の状況と區別可能であるとし、第 2 に、異なる国の原産または異なる国から届いた要素から組み立てられた商品の問題は、その交渉の経緯を見ても、本件措置の自動車部品の複数出荷をカバーするものではないとしている(paras.7. 436, 439, 444)。

この中でパネルは、HS 解釈通則や HS 委員会決定に関し、EC・LAN カード事件上級委や EC 骨なし鶏肉事件パネルが、HS 委員会決定が関税分類に関する WTO 加盟国の事後の慣行についての有益な情報源となりうると述べていることを確認し(para.7.423)、実際に HS 解釈通則や HS 委員会決定に関する WCO 事務局の意見を求め、これらの解釈通則・決定の起草過程までも詳細に検討している。しかし、パネルは、たとえこれらの解釈通則規則や split consignment に関する HS 委員会決定 (“the questions of split consignment…are matters to be settled by each country in accordance with its own national legislation”) (下線は筆者) が、「そのように分類できる」と締約国に裁量権を与えていているとしても、HS 決定は裁量付与にすぎず、それにより締約国が「そのような分類を義務付けられる」ことを意味せず、WTO 加盟国でもある締約国は、この裁量を WTO 上の義務に適合的に行使しなければならないとして、HS 解釈通則や HS 委員会決定の法的効力について重要な限定を加えている (para.7.446)。

¹⁹ Appellate Body Report, *European Communities – Customs Classification of Frozen Boneless Chicken Cuts*, WT/DS269/AB/R, WT/DS286/AB/R, and Corr.1, adopted 27 September 2005, para.199. 正確には、上級委は HS 自体が文脈であると述べていない。しかし、GATT 締約国間に譲許表の基礎として HS を使用するとの幅広い合意があり、これがウイーン条約法条約 31 条 2 項(a)の「条約の締結に関連してすべての当事国との間でされた条約の関係合意」を構成すると認定し、この合意が譲許表を含む WTO 協定の解釈の目的での文脈であり、その意味で HS が譲許表の関税譲許の解釈に関連する、と述べていることから、事実上、HS を文脈と位置付けたと考えられる。なお、EC・LAN 事件上級委も、譲許表の解釈において HS とその注釈、および HS 委員会の決定を検討すべきであると説示していたが、ウイーン条約法条約上、いかに位置づけられるか明かにしていなかった。Appellate Body Report, *European Communities – Customs Classification of Certain Computer Equipment*, WT/DS62/AB/R, WT/DS67/AB/R, WT/DS68/AB/R, adopted 22 June 1998, paras.89-90.

これに対し、論点 Gにおいてパネルは、HS 第 87 章への一般的説明注釈と WCO 解釈通則(GIR)第 2 条(a)を文脈と位置づけ、CKD および SKD キットがそこで完成車と分類可能とされている状況に該当することを主な理由として、中国による CKD および SKD に対する完成車関税率の適用を GATT2 条 1 項(b)不適合との判断を下さなかった。さらに、これら CKD および SKD キットに関するルールが“is classified as the corresponding complete or finished vehicle”、“shall be taken to include a reference to that article incomplete or unfinished”という書き振りであり、分類方式を確定する性格を有していることも、論点 E におけるルールとの大きな違いとして指摘できる。このように論点 E と F での結論が異なったのは、GIR(および関連 HS 委員会決定)のルール内容それ自体の差が大きく作用していると考えられる。

第 2 に、論点 E における para.7.446 の「WTO 加盟国でもある締約国は、この裁量を WTO 上の義務に適合的に行使しなければならない」との説示は、上記論点整理中の第 1 点から外れて、第 2 点の措置の性質決定の論点にも関る。つまり、パネルは、WCO 側がたとえ本件税を「通常の関税」と性質決定することを認めていたとしても、通常の関税か内国税かの性質決定は、あくまでも WTO 側で決定すべきことであり、その決定が WCO や HS 委員会によって左右されるわけではないことを述べようとした、と解することも可能であった。この点に関し(但し論点 A に関する上訴の文脈で)上級委は、より明確に HS 規則は性質決定に対し文脈を構成しない(para.166)、HS とそれに含まれる製品分類が、2 条 1 項(b)と 3 条 2 項に含まれる、国境措置と内国税を区別する基準に優位することはない(para.165)と述べている。

以上のように、本件パネルおよび上級委報告により、第 1 に、関税譲許義務との適合性、第 2 に措置の性質決定(内国税か通常関税か)の 2 つの論点における HS ルールと WTO ルールの相互関係が一層明確化されたといえ、この点に本件パネルおよび上級委報告の大きな先例的価値を認めることができる。

iv. 作業部会報告第 93 段落適合性(論点 H)

パネルは他の論点と比べれば、ややあつさりとこの論点を処理しており、結論として第 93 段落違反があると認定した。これに対し、中国は上訴において、そもそも本件措置により CKD および SKD キットに対する税が賦課されるのでなく、通常の税関ルールに従って関税が賦課されると主張し、これが上級委の容れるところとなり、第 93 段落違反の認定は取り消されている。

論点 G に関しカナダが提出した証拠である関税表 2005 には、CKD および SKD キットの関税項目が設けられていた、と認定されている(7.750)。よって、パネル段階において、すでに、CKD および SKD については通常の関税ルールで 25% 関税が賦課されるのでは、との疑問を提起する必要が十分にあったように思われる。しかし、パネルは措置それ自体の事実認定において、(中国の反論にもかかわらず)本件措置により CKD および SKD キットに対する税が賦課されるとの認定にこだわった(7.77)。

なお、上級委は本件税を内国税と性質決定する際には適切に審査しているのに、CKD および SKD キットの税を通常の関税と性質決定する際には、そうした姿勢が欠けていることを難詰する(243)。しかし、この点に関し、パネルは当事国間にこれは「通常の関税」であるとの合意があったことから、特に深い審査を行わなかったと考えられる。ただ、申立国は「(本件措置で賦課される)通常の関税」、中国は「(本件措置でなく税関の通常手続で賦課される)通常の関税」とそれぞれ理解していたのであり、そのズレを踏まえた慎重な審理をしなかった点がパネルの失策であるというべきか。

パネル認定が取り消されたため、中国はこの点について特に実施問題が生じないが、もちろんこれは将来再提訴のおそれがないことを意味しない。むしろ、中国が CKD および SKD キットに対し、実際に 25%を賦課し続けるのであれば、カナダが提出した関税表 2005 等の証拠に基づいて、中国はやはり CKD および SKD キットの関税項目を創設し、10%でなく 25%を賦課しており、作業部会報告第 93 段落違反であるとの訴えをピンポイントで提起されるおそれは十分に残っている。

5. その後の経緯等

本件両報告は 2009 年 1 月 12 日の紛争解決機関(以下「DSB」という。)会合において採択された。その際²⁰、中国は、中国が上訴したにもかかわらず、GATT2 条 1 項(a)及び(b)適合性に関するパネルの代替的認定(争点 E)について判定する必要がないと上級委が述べたのだから、そのパネル認定部分は DSB が採択する勧告及び裁定の一部を構成しないと発言した。この中国の発言に対しては、2009 年 2 月 11 日の DSB 会合において、EU およびカナダから懸念が表明され、両者は、上級委はパネルの GATT2 条違反の認定を修正しておらず、むしろ中国によるムートであり、法的効果を持たないと宣言を求めた上訴を明確に拒否したのだから、パネル認定が DSB 勧告及び裁定を構成しないとの中国の主張に根拠はないと主張した²¹。

他方、同会合において、中国は、DSU21 条 3 項に従い、本件勧告及び裁定を実施する意思があり、すでに実施の選択肢について検討を開始した旨通報した²²。その際、速やかな遵守が現実的でないとして、中国は実施のための妥当な期間を要求するとして、この点について DSU21 条 3 項(b)に従い、申立国と協議する用意がある旨も表明された。これを受け、中国と申立国との間で協議が行われ、その結果、妥当な期間を報告の採択から 7 カ月と 20 日間(2009 年 9 月 1 日まで)とする旨合意された²³。

IV. 参考文献

- 1) WorldTradeLaw.net Dispute Settlement Commentary (DSC), Panel Reports, China - Measures Affecting Imports of Automobile Parts (WT/DS339, 340, 342/R), available at [http://www.worldtradelaw.net/dsc/panel/ch-automobile\(dsc\)\(panel\).pdf](http://www.worldtradelaw.net/dsc/panel/ch-automobile(dsc)(panel).pdf)
- 2) WorldTradeLaw.net Dispute Settlement Commentary (DSC), Appellate Body Report, China - Measures Affecting Imports of Automobile Parts (WT/DS339, 340, 342/AB/R), available at [http://www.worldtradelaw.net/dsc/ab/ch-automobile\(dsc\)\(ab\).pdf](http://www.worldtradelaw.net/dsc/ab/ch-automobile(dsc)(ab).pdf) .
- 3) McGivern, Brendan, WTO Appellate Body Report: China - Auto Parts, December 16, 2008.
- 4) 川瀬剛志「EC の冷凍骨なし鶏肉の関税分類」『ガット・WTO の紛争処理に関する調査 調査報告書 X VI』(経済産業研究所, 2006) 217-277 頁。

²⁰ DSB adopts Panel and Appellate Body reports on China auto parts disputes, WTO: 2009 NEWS ITEMS, 12 January 2009.

²¹ China informs DSB of its intention concerning implementation of auto parts rulings, WTO: 2009 NEWS ITEMS, 11 February 2009.

²² China informs DSB of its intention concerning implementation of auto parts rulings, WTO: 2009 NEWS ITEMS, 11 February 2009.

²³ China - Measures Affecting Imports of Automobile Parts, Agreement under Article 21.3(b) of the DSU, WT/DS339/15, WT/DS340/15 and WT/DS342/15, 3 March 2009.